家屋解体の申請期限を延長します

震災で損壊した家屋等の公費解体は、国の補助事業として行っており、これまで国の方針によって申請期限を平成24年3月30日(金)までとお知らせしてまいりました。

今般、国から申請期限の延長を認める新たな方針が示されたことを受けまして、仙台市におきましても**申請期限を延長し、4月以降も解体申請を受け**付けることといたしましたので、お知らせいたします。

なお,具体の申請期限については,後日,市政だよりや復興定期便,市ホームページ等であらためてお知らせいたします。

また、4月以降の受付窓口は、環境局震災廃棄物対策室となりますので、お間違いのないよう、ご注意ください。

※申請書類のご案内や、家屋解体に関するご相談・お問い合わせは、

「損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル 263-8590」へ (午前9時から午後5時まで(平日のみ))

※受付窓口は次のとおり変更となります。

3月30日(金)まで

- 家屋等が所在する区の 区役所(総合支所)
- ・法人格を持つ中小企業者は 経済局地域産業支援課



4月2日(月)以降

環境局震災廃棄物対策室 仙台市青葉区一番町 4-7-17 小田急仙台ビル 5 階

- (注) 仙台市が実施する集団移転事業や宅地復旧事業の対象地区に所在する 家屋等の解体をお考えの方は、それぞれ下記の事業担当課にあらかじめ ご相談ください。
 - ○津波浸水区域の方 → 都市整備局都市計画課電話
 - ○宅地被害区域の方 → 都市整備局開発調整課電話